

P T A 規 約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、摂津市立別府小学校 P T A と称し、事務所を同小学校内におきます。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、教育環境の整備充実を図るとともに、会員相互の連携を深め、児童福祉の増進と
明るい民主教育の推進に協力することを目的とします。

第 3 章 性 格

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体であつて、営利的・宗教的・政治的色彩をもつもの
ではなく、また他のいかなる団体の支配干渉も受けません。

第 4 条 本会は、学校の教育活動を助けるために、意見を具申し、また協力はするが、学校の管理
や教員の人事に干渉するものではありません。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は次の通りです。
摂津市立別府小学校の児童の保護者および同小学校の教職員。

第 5 章 会 計

第 6 条 本会の経費は会費、事業収入金および自発的な寄付金でまかないます。

第 7 条 本会の会費は一家庭につき月額 3 0 0 円とし、8 月にまとめて納めます。なお転入生
については、転入月の翌月から 3 月分までを転入時にまとめて納めます。

第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第 6 章 機 関

第 9 条 本会に次の機関をおきます。

総会、実行委員会、役員会、サポート委員会、会計監査、特別委員会。

第 10 条 総会は本会の最高議決機関であって、役員承認、本規約の改廃、予算と決算および年度計画の承認を行います。

総会は会員により構成し、その 5 分の 1 以上の出席（委任状を含む）により成立します。

総会での議決は出席者（委任状を含む）の多数決としますが、本規約の改廃に限っては出席者（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の多数決を必要とします。

総会は毎年度、10 月と翌年 3 月に定期に開催しますが、実行委員会が必要と認めた場合、および会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合には臨時総会を開くことができます。

予算案は 5 月に配布します。

第 11 条 実行委員会は役員会、サポート委員長、学校長、教頭および教職員代表で構成し、総会に次ぐ議決および執行機関であって、本会の企画・運営および規定の制定・改定を行い、規約に疑義が生じた時はこの場で審議し、定めることにより解決を図ります。

実行委員会は委員の過半数の出席により成立し、議決は 3/4 以上の賛成とします。

第 12 条 役員会は次の役職の役員で構成し、選出に関しては別に規定を定めます。

会長 1 名、副会長 2 名、書記 2 名、広報 2 名、会計 1 名、役員 2 名、市 P^{*}担当 1 名。

市 P 担当は市 P において役員、顧問または特別選出委員のいずれかに該当、あるいは年度内に就任が予定される者で、他の役職と兼務することができます。

会長は市 P 担当以外の役職とは兼務できません。

会長以外の役職は事情により年度毎に定数を増減できます。また、少数の場合は無しにすることができます。その総数は 1 名以上 12 名以下とします。但し、定員が 0 名の場合、活動の休止となります。

(※市 P：摂津市 P T A 協議会の略称)

第 13 条 本会が一度休止し、再び活動を再開させる場合、学校長にその旨を伝え、実行委員会を設立することができます。

第 14 条 役員任期は 1 年とします。但し、引き続き再選することができます。

欠員が生じた場合は、必要により会員内より補充するものとし、会長または学校長が発議し、実行委員会での多数決をもって承認とします。但し、任期は前任者の残任期間とします。

なお、委員長の任期を 1 年以上務めた場合その家庭は、サポート委員の選出対象から外さ

れます。但し、本人が自発的に希望する場合は、これを妨げません。

第 15 条 役員の仕事は次の通りです。

会 長：本会を代表し、会務を総理します。

副会長：会長を補佐し、会長に事故あるとき、または不在のときは代理を務めます。

書 記：本会の議事ならびに活動状況を記録し、各種会合の通知をします。

広 報：本会の活動状況をホームページに掲載します。

会 計：本会の収入、支出を正確に処理し、定期総会において報告します。

相談役：五役および各委員会を補佐します。

市 P 担当：本会と市 P との緊密な連絡と協調を保ち、必要に応じ重要案件等を市 P に
付託し、また市 P からの案件を本会で五役および各委員とともに処理します。

第 16 条 本会は、総会の承認により会員外から顧問を若干名おくことができます。

顧問は本会の役員経験者または教育福祉に造詣の深い者とし、会務の重要事項について会長の諮問に応じます。

総会において、会長が発議し承認を得ることで委嘱され、任期は 1 年とします。

第 17 条 サポート委員会は若干名で構成し、本会企画・運営の補佐をするとともに、会員の教養と文化を高め、会員並びに児童の体位向上と保健衛生の管理、また校舎内外の環境整備に努めるため次の行事を行います。

1. 市 P 関連行事の参加協力
2. 成人教養講座の企画・運営
3. 社会見学等の企画・運営
4. 学校体育活動ならびに保健衛生活動への協力
5. 会員ならびに児童の親睦と体位向上のためのスポーツ活動
6. 学校環境の保全と美化
7. その他前項に付随する事項

第 18 条 会計監査は本会の会計を会員に代わって監査し、定期総会において報告します。

会計監査は選出委員会が会員中より 1 名を選出し、本人の同意を得て総会で出席者の多数決で決定します。

任期は 1 年とします。

第 19 条 特別委員会は総会または実行委員会の承認を受けて必要に応じて組織し、任務の終了とともに解散します。

第 7 章 個人情報保護

第 20 条 所定のルールに基づき、全会員の個人情報の取り扱いに厳重に注意する。

第 21 条 会員は氏名が変わった場合、届け出ること。

第 8 章 入退会について

第 22 条 入会后、卒業まで自動更新とします。

第 23 条 新規入会は新 2 年生までとします。尚、転入生については次の新学年までとします。

第 24 条 転校する場合も『退会届』を提出すること。
(再び転入される場合は再入会できることとします。)

第 25 条 退会は、『退会届』に記入し PTA 本部で受理された時点で退会とします。
尚、一度退会された場合は再入会できません。
(※年度の途中で退会された場合でも返金はできません。但し、転入生、転校生は月割り
とします。)

第 9 章 附 則

第 26 条 本規約は 2021 年 4 月 1 日に施行します。